

平成30年

12月農業委員会総会議事録

■日 時	2018年（平成30年）12月14日（金） 14：30～15：00	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>（敬称略） 1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5</p> <p>（議席順） 6 小林 修 7 横田 武 8 9 10 飯阪 保</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（3名）</p> <p>5 高橋 一隆 8 久保 安治 9 福本 敏行</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地現況証明願承認について</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可承認について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可承認について</p> <p>議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>議案第6号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年12月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず開会にあたりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず、事務局より出席者数の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、5番、高橋委員、8番、久保委員、9番、福本委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、本日の議事録署名人につきまして、辻畑、辻井両委員さん、よろしくお願ひいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>

それでは、1ページをお開きください。

12月委員会議事日程に従いまして議案第1号から第6号、報告第1号から第3号の順に御審議をいただきます。

2ページ、議案第1号 農地現況証明願承認について、農地現況証明願1件に関する願い出を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、伯太町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について、説明させていただきます。

物件は、伯太町三丁目で、地目は畑1筆、面積は155平方メートルでございます。願出人、現況、願出理由については、議案書のとおりとなっております。

また、地区担当、藤野推進委員さんと現地調査を行いましたところ、申請どおり公衆用道路であることを確認いたしました。また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 はい、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号1については承認し証明することといたします。

続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転6件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、府中町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、府中町五丁目で、地目は、田1筆、面積は、774平方メートルの内持分17分の5、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から1キロメートル、車で3分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、権利取得後の耕作事業については、取得前と同様の方法で行うため、周辺の地域に支障を及ぼすことはありませんとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、保全管理されている農地であり、譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請とおりに問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

はい、ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号1府中町の物件については許可することといたします。

続きまして、議案第2号、番号2、若樫町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、若樫町で、地目は、畑2筆、面積は合わせて、935平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は竹林となっている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から1.5キロメートル、軽トラックで約10分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は60日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意します。農薬の使用方法について地域の防除基準に従いますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、竹林栽培されている農地であり、譲渡人は、譲り渡すことに同意されており、譲受人は引き続き栽培する予定をしております。申請とおりに問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

はい、ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

議案第2号、番号2については許可することといたします。

続きまして、議案第2号、番号3、4、池田下町の物件につきましては、関連いたしておりますので、一括して御審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、3番、4番について関連があることから一括説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、池田下町で、地目は、田3筆、面積は合わせて、1,773平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は花卉、野菜、果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から0.3から0.5キロメートル、車で約3分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数はそれぞれ200日、1200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします。農薬の使用方法などについて、地域の防除基準に従いますとのことでした。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の藤原推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、花卉栽培、水稻栽培されている農地であり、譲渡人、譲受人に意思確認をいたしました。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号3、4につきましては許可することといたします。

続きまして、議案第2号、番号5、三林町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、5番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、三林町で、地目は、田5筆、面積は合わせて、1,403平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から1キロメートル、軽トラックで約3分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、水稻栽培、保全管理されている農地であり、譲渡人は、譲り渡すことに同意されており、譲受人は水稻、野菜などを栽培する予定をしております。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

はい。事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号5につきましては許可することといたします。

続きまして、議案第2号、番号6、万町の物件について事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸嶋でございます。

議案書5ページ、6番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、万町で、地目は、田1筆、面積は、1,510平方メートルの内、持分3分の1、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から0.5キロメートル、軽トラックで5分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係について、従来と同じ栽培のため、周辺に影響を与えませ

んとのこととです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の大倉推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、水稲栽培されている農地であり、譲渡人、譲受人に意思確認を会って確認いたしました。譲渡人は、申請地を渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稲栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号6につきましては許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、久井町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の谷上でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、久井町で、地目は畑、面積は479平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、2種農地と判断いたします。

転用目的は太陽光発電で、申請人は、太陽光パネルの枚数140枚、計画発電量は46.02キロワットの施設を設置するものです。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は、山の中腹に位置し20年前土地取得時キウイ栽培をしていたが、現在雑木が生え休耕地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

申請者と立ち会いのもと現地確認したところ、申請書の内容に間違いはなく、許可後速やかに農地を転用し登記地目を変更するとのこととあり、調査の結果許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はありませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第3号、番号1については、許
可やむを得ないものと意見を附して知事に送付いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地
を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権設定1件に関する申請を別紙
のとおり定めるものとする。

議案第4号、番号1、桑原町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の谷上でございます。

議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、桑原町で、地目は田、面積は合計318平方メートル、転用目
的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでござい
ます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、水道管等が埋
設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、500メートル以内に2以上の公
共施設等がありますので、3種農地と判断いたします。

転用目的は一般住宅で、借り人は、開発許可をとり、申請地に自己が居住するた
めの住宅を建築するものです。

続きまして、地区担当の大谷委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は今現在農地として利用している、申請地を転用す
ることにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。

貸し人及び借り人に確認したところ、転用目的は申請内容どおりに間違いなく、許
可後速やかに農地を転用し登記地目を変更するとのことであり、調査の結果、許可
やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はござい
ませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第4号、番号1については許可やむを得ないものと意見
を附して知事に送付いたします。

続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、適格者証明願1件に関する願い出を別表のとおり定めるものとする。

議案第5号、番号1、箕形町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書11ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、箕形町三丁目で、地目は田1筆、面積は1,304平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書記載のとおりとなっております。

また、地区担当、辻詩郎推進委員さんと現地調査を行いましたところ、水稻栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。議案第5号、番号1についてはこのとおり証明することといたします。

議案第6号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画1件を別表のとおり定めるものとする。

議案第6号、番号1、観音寺町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書13ページ、1番について説明させていただきます。

物件は観音寺町で、地目は田1筆、面積は、1,553平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の大谷委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、水稻、野菜、保全管理されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は、申請地で作物を栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

会 長	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。議案第6号、番号1については、このとおり決定いたしま す。</p> <p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特 別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適応を受けた特例 農地の利用状況2件について別表のとおり確認するものとする。</p> <p>15ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出の専決受 理について、農地を農地以外の用途に転用11件を専決により受理したので報告す る。</p> <p>17ページから18ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出の専決受 理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件を専決 により受理したので報告する。</p> <p>20ページを御参照ください。</p> <p>以上で、12月度の委員会総会の議事を終了いたしました。</p>
12番	<p>議案書5号の相続税適格者証明あるね。ここの相続開始の年月日が平成20年2月 5日になってるんやけど、普通亡くなった場合、10カ月以内ですか、今。相続開 始の。これ30年2月5日やったらちょうど10カ月になりますけれども、それが2 0年で相続受けてる人が、誰かに相続やらせて、また人が代わってこうなっているの か。それどっちなんですか。</p>
会 長	<p>事務局、それについて説明願います。</p>
事 務 局	<p>すみません。相続開始年月日30年の誤りです。30年2月5日です。すみませ ん。</p>
会 長	<p>えらいミスりまして、申しわけございません。これでよろしゅうございますか。</p>
12番	<p>はい、わかりました。</p>

閉会時間15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員